



## 短期集中連載

# JA改革・農政転換で 変わりゆく農業金融

大和総研金融調査部  
主任研究員 中里幸聖

17 | Society 5.0の実現に向けた改革」では、「攻めの農林水産業の展開」として、KPIの進捗状況と新たに講ずべき具体的施策を示している。そのうち、次の部分が農業の企業化等に密接に関連している。

●KPI

- ・今後10年間（23年まで）で全農地面積の8割が担い手によって利用される（13年度末・48・7%）
- ・今後10年間（23年まで）で法人経営体数を10年比約4倍の5万人とする（10年・1万2511法人）
- ・六次産業化の市場規模を20年度に10兆円とする（15年度・5・5兆円）

●具体的施策

- ・生産現場の強化（①農地中間管理機構の機能強化等、②経営体の育成・確保のための環境整備、③外部からの人材・知見の取込み）
- ・バリエーション全体の付加価値の向上（①多様なデータに基づく農業への転換、②バリエーションの高度化、③六次産業化の推進、④規格・認証、知的財産の戦

略的推進）

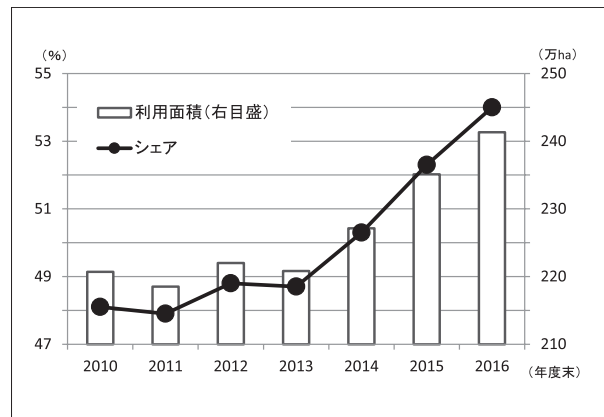
●企業化等を通して農業の組織化を促進

●拡大傾向にある担い手の利用面積シエア

農業の企業化等が進展するに、利用しやすい農地の拡大が鍵になると考える。組織的かつ営利目的で経営する際、ある程度の規模があったほうが展開の幅が広がるからだ。だが、戦後のわが国の農業は、小規模家族経営の農業が中心であった、さらに同一所有者の農地が分散して所在している地域がある——などの事情から、まとまった大規模な農地を確保しづらい状況が続いていた。

こうした状況に対応するため、現在は13年成立の「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、全都道府県に一つずつ、第三セクターとしての農地中間管理機構（農地集積バンク）が指定されている。農地集積バンクは、地域内に分散した農地を集約してまとまりのある形としたうえで、「担い手」に転貸する機能を持つ。こ

図表1 担い手の利用面積と全農地に占めるシェア



(注) 農地中間管理機構以外によるものを含む  
(出所) 農林水産省より大和総研作成

の農地の利用面積は16年度末で約241万haで、前年度末に比べて約6万ha増えた。これは全農地面積の54%を占めている。ただし、先に述べた成長戦略における23年までにシェア8割という目標達成には、農地集約などのさらなる加速が必要とされている。

●農業委員会等の見直しと農地集積バンク

農地集積バンクの動向は、農林水産省の公

## 第1回 第二次安倍政権下の農業改革

### 土地の集約・組織化で 農業の生産性向上を推進

わが国の農業は産業として長らく停滞していたと考えられるが、1999年の食料・農業・農村基本法制定の頃から農業政策の方向性に転換の兆しが表れた。特に第二次安倍政権以降は、農業を成長産業とすべく様々な改革が試みられている。

#### 「攻めの農業」掲げる 政府の成長戦略

こうした動きは、農業協同組合（JA）とその金融部門の在り方とも関係が深い。先般も金融部門の再編可能性が報じられるなど、改革は今も進行中だ。そこで本連載では、第二次安倍政権以降の動きを振り返り、農業および農業金融の今後の方向性の描写を試み

る。第1回では近年の法改正に関連した足元の動きを整理する。

●第二次安倍政権は、「攻めの農林水産業」というキャッチフレーズを掲げて農業分野の成長戦略を推進している。そのうち、農業経営の大規模化・組織化・企業化の促進が「攻めの農林水産業」の実現可能性を高めると考えられる。本連載では、こうした農業が組織化されて営利的に営まれることを「農業の企業化等」とする。農業の企業化等が進めば、事業拡大を通じて資金調達が必要になることなどから、新たな金融ビジネスの可能性も生まれるであろう。

政府が今年6月に発表した最新版の成長戦略「未来投資戦略2017」は、農業分野の成長戦略として、①リーディング産業の育成、②地域関係者の話し合いによる「人・農地プラン」の作成・見直しとセット、③財政支援を充実——などにより農地集約等の実効性向上を図っている。

農地集積バンクが創設されて以降、担い手の利用面積のシェアは拡大している（図表1）。担い手の農地の利用面積は16年度末で約241万haで、前年度末に比べて約6万ha増えた。これは全農地面積の54%を占めている。ただし、先に述べた成長戦略における23年までにシェア8割という目標達成には、農地集約などのさらなる加速が必要とされている。

こでいう「担い手」は、地域の中心となる経営体を指す。法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業などが当面の担い手の主力となると想定されている。

農地集積バンクは、農地集約の実効性向上を図ったのが特徴だ。従来から農地集約等の必要性は認識されており、農地保有合理化法人が農地の集積・集約事業を担っていた。しかし、①農地の取引は売買が中心、②個々の相対協議が

前提、③財政支援が不十分——などの要因により実績は低調だった。

一方、農地集積バンクは①リース方式中心、②地域関係者の話し合いによる「人・農地プラン」の作成・見直しとセット、③財政支援を充実——などにより農地集約等の実効性向上を図っている。

農地集積バンクが創設されて以降、担い手の利用面積のシェアは拡大している（図表1）。担い手の農地の利用面積は16年度末で約241万haで、前年度末に比べて約6万ha増えた。これは全農地面積の54%を占めている。ただし、先に述べた成長戦略における23年までにシェア8割という目標達成には、農地集約などのさらなる加速が必要とされている。